調　停　手　続　の　流　れ

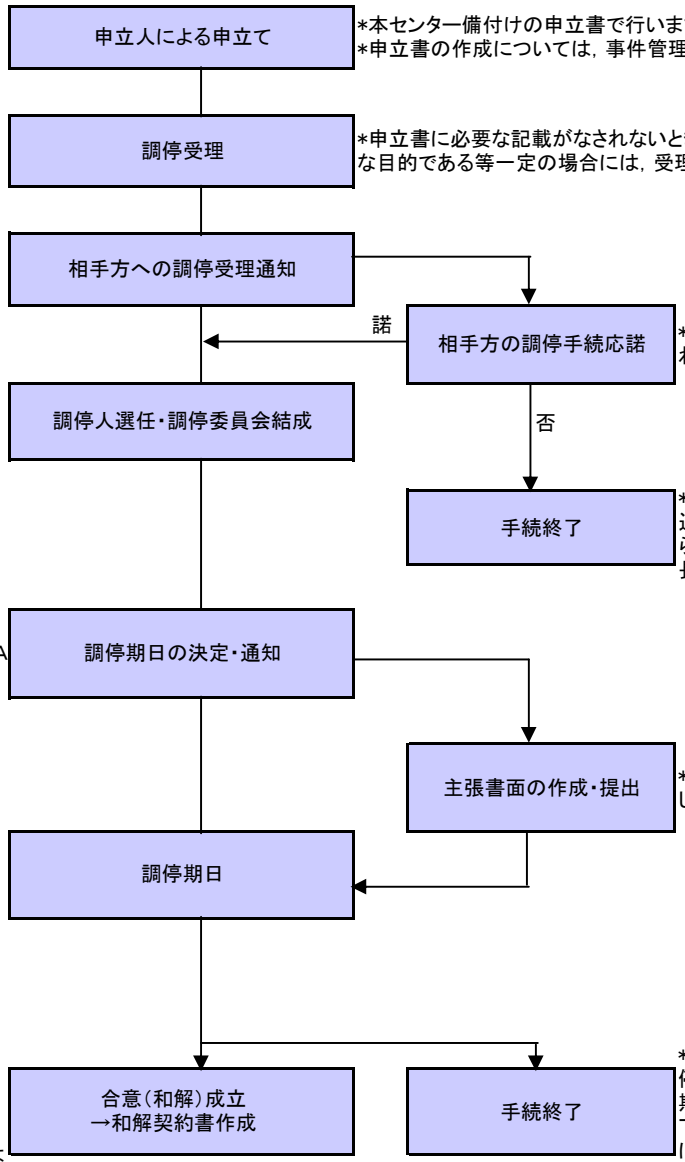

*本センター備付けの申立書で行います。
*申立書の作成については，事件管理者が助言します。

*申立書に必要な記載がなされないとき，申立手数料が納付されないとき，申立ての内容が不当な目的である等一定の場合には，受理されないことがあります。

*調停受理通知書に同封した回答書に応諾の意思が表示されて返送されたときに調停手続が開始します。

*調停人・仲裁人候補者の中から3人の調停人が選任されます。

*①相手方が手続に応ずることを拒否した場合，②調停受理通知書が相手方に配達されないために，又は配達されてから回答書が返送されずに3週間が経過したために，センター長が申立てを却下した場合には，手続が終了します。

*調停期日は，事件管理者が当事者のご都合を聞いて決めます。
*調停の場所は，原則として，立教大学池袋キャンパスの立教大学観光ADRセンター調停室です。

*主張書面の要否，論点等については，事件管理者が助言します。

*期日には，次の3種類があります。
調停期日
　＝調停委員会が当事者の仲介をして合意の成立を図る期日です。
調停準備期日
　＝調停期日に備えて，主張の整理や証拠の申出をする期日です。
証拠調べ期日
　＝調停委員会が関係者から事情を聴取する期日です。
*期日は1回で終わらず，続行されることもあります。

*当事者間に合意が成立したときは，当事者が署名押印して和解契約書を作成し，これに調停人が証人として署名押印し，調停手続は終了します。
　ただし，調停委員会がその合意を相当でないと認めるときは、調停人は署名押印を拒否できます。この場合，調停は続行されますが，当事者に合意内容を変更する意思がないときは，本センターの調停手続による和解は成立する見込みがないものとして，調停委員会は，和解が成立する見込みがない旨の決定をし，調停手続は終了します。

*①申立人が調停申立てを取り下げた場合，②相手方が調停手続終了の申出をした場合，③申立人が正当な理由なく期日に出頭しないことにより，調停委員会が調停申立てを却下した場合，④相手方が正当な理由なく一定回数以上期日に欠席したり，和解成立の見込みがない等の理由により，調停委員会が合意が成立する見込みのない旨の決定をした場合には，手続が終了します。